

令和8年度就学援助費について

この制度は、小中学生のお子様をお持ちの家庭で、経済的な理由により教育費にお困りの保護者へ援助を行うものです。準要保護世帯として認定されると、下記の表のとおり様々な就学費用の一部が援助されます。認定には基準がありますので、援助を希望される保護者の方は下記事項をよく読んでいただき、就学先の小中学校を通して教育委員会に申請をしてください。

対象者について

- 1 生活保護の認定を受けている方

2 生活保護が停止または廃止となった方

3 市町村民税非課税となっている世帯

4 市町村民税の減免を受けている世帯

5 個人の事業税の減免を受けている方

6 固定資産税の減免を受けている方

7 国民年金の保険料の減免を受けている
- 8 国民年金保険料の減免または徴収の猶予を受けている

9 児童扶養手当の支給を受けている方 ←児童手当とは異なります。

10 生活福祉資金貸付等補助金による貸付を受けている方

11 1～10に該当しないが低所得のため援助が必要な方

12 その他特別な事情によりお困りの方

支給額一覧（※令和7年度基準）

援助項目	小学生		中学生		支給時期・備考
	支給学年	支給上限	支給学年	支給上限	
1 新入学児童生徒学用品	1年生	57,060円	1年生	63,000円	新入学にあたって学用品・通学用品 入学する前年度の2月末までに支給します。
2 学用品費	1～6年生	11,630円	1～3年生	22,730円	通常必要とする学用品・通学用品 学校の集金実績に基づいて3月に支給
3 通学用品費	2～6年生	2,270円	2～3年生	2,270円	5月に支給
3 修学旅行費	6年生	22,690円	3年生	60,910円	学校が修学旅行の実績報告を教育委員会に提出した翌月末までに支給します。
4 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1～6年生	1,600円	1～3年生	2,310円	学校から実施報告があった場合に支給します。
5 校外活動費（宿泊を伴うもの）	1～6年生	3,690円	1～3年生	6,210円	学校が宿泊研修の実績報告を教育委員会に提出した翌月末までに支給します。
6 PTA会費	1～6年生	3,450円	1～3年生	4,260円	5月に保護者負担のうち上限額まで助成します。
7 生徒会費			1～3年生	5,550円	5月に保護者負担のうち上限額まで助成します。
8 通学費	1～6年生	40,020円	1～3年生	80,880円	上期・下期で分けて、定期券を購入して通学が必要な児童生徒に支給します。
9 卒業アルバム代等	6年生	11,000円	3年生	10,000円	5月に保護者負担のうち上限額まで助成します。

※支給方法は原則、保護者口座に振込みとなります。

申請方法

毎年10月頃に次年度の制度案内を学校を通じて保護者の方に配布しますので、就学援助費交付申請書を学校に提出してください。なお、家庭環境の変化（ひとり親になった等）があった場合は年度途中でも申請できます。各学校が教育委員会にご相談ください。

※就学援助費の申請は毎年度必要となります。

申請に必要な書類について

申請書及び該当する要件にあわせて書類を添付の上、提出してください。

該当項目	必要書類
生活保護が停止または廃止となった方（過去1年以内）	○なし（教育委員会で確認します）
個人事業税の減免を受けている方	○減免の決定通知書のコピー（申請時点で最新のもの）
固定資産税の減免を受けている	○減免の決定通知書のコピー（申請時点で最新のもの）
国民年金保険料の免除を受けている方	○免除の決定通知書のコピー（申請時点で最新のもの）
国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方	○減免の決定通知書のコピー（申請時点で最新のもの）
児童扶養手当の支給を受けている方	○児童扶養手当証書のコピー（申請時点で最新のもの）
生活福祉資金による貸付を受けている方	○貸付の決定通知書のコピー ※緊急小口資金等の一時的な貸付については対象になりません 発行場所：貸付を受けている社会福祉協議会
その他特別な事情によりお困りの方	○民生児童委員による意見書
	○裁判所が発行する調停裁判の証明書（離婚調停中の場合）